

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

母親が「将来年金を受け取ることができなくなるといけないから。」と言って、私の国民年金の加入手続をしてくれた上、国民年金保険料を集金に来ていた町内会の方に渡して納付していたことを記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、申立人の母親は既に他界しているため、申立期間当時の状況が不明であるものの、申立人の母親は国民年金制度開始当初の昭和36年4月から満60歳に到達するまでの保険料を完納している上、父親も国民年金に任意加入するなど、申立人家族の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったと言える。

また、申立人は、申立人の妹についても申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと述べており、その妹は婚姻前の国民年金加入期間中に未納が無いことから、申立人の母親が、申立人についても未納が無いように保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

平成14年4月1日から同年6月30日までA事業所に勤務しており、同年7月分の給与支給明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及びA事業所の回答により、申立人は、A事業所に平成14年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における平成14年5月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月

の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、A事業所の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から17万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月30日から26年2月23日まで
(A事業所)
② 昭和26年2月23日から27年4月24日まで
(A事業所)
③ 昭和24年4月28日から27年3月30日まで
(A事業所)
④ 昭和28年5月11日から29年10月30日まで
(A事業所)
⑤ 昭和31年2月21日から同年12月30日まで
(B事業所)
⑥ 昭和32年1月6日から同年12月9日まで
(C事業所)
⑦ 昭和33年5月2日から同年7月27日まで
(D事業所)
⑧ 昭和33年8月9日から35年12月27日まで
(E事業所)
⑨ 昭和36年2月4日から38年11月28日まで
(F事業所)
⑩ 昭和38年12月9日から41年12月30日まで
(G事業所)
⑪ 昭和42年2月13日から43年12月30日まで
(H事業所)
⑫ 昭和44年2月13日から45年11月29日まで

- (I事業所)
- ⑬ 昭和46年3月14日から49年9月21日まで
(J事業所)
- ⑭ 昭和49年11月3日から51年10月25日まで
(K事業所)
- ⑮ 昭和52年2月5日から53年1月4日まで
(L事業所)
- ⑯ 昭和53年2月7日から55年3月11日まで
(M事業所)
- ⑰ 昭和55年5月27日から56年4月20日まで
(N事業所)
- ⑱ 昭和57年4月13日から58年3月21日まで
(O事業所)
- ⑲ 昭和58年4月10日から59年12月1日まで
(P事業所)
- ⑳ 昭和60年4月2日から同年12月11日まで
(Q事業所)
- ㉑ 昭和61年2月9日から同年12月7日まで
(R事業所)
- ㉒ 昭和62年2月8日から63年5月7日まで
(S事業所)
- ㉓ 昭和63年6月9日から同年11月30日まで
(T事業所)
- ㉔ 昭和63年12月2日から平成元年6月20日まで
(U事業所)
- ㉕ 平成元年7月8日から7年12月30日まで
(V事業所)

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、現在記録されている被保険者記録は、私の記憶と相違しており、私の記憶では申立期間③から⑫までが勤務していた期間である。これらの申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、申立期間のうち、既に年金記録が確認できる期間については、標準報酬月額についても調査審議し、改めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年3か月後の昭和30年7月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、仮に申立期間について脱退手当金が支給されたとすると、昭和27年4月24日に資格喪失した当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、申立人の脱退手当金が支給されたと記録のある被保険者期間は37月であり、かつ、申立人は死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失したとき」であると考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は自己都合で婚姻や出産ではない。」と主張しており、戸籍謄本からも昭和32年まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていないものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③について、申立人は、昭和24年4月28日から27年3月30日までの期間にA事業所で勤務していたと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、24年3月30日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年2月23日に喪失後、同日に再取得し、27年4月24日に喪失していることが確認できる。

また、W事業所（A事業所の後継事業所）は、「当社に保管している申立人に係る資料による厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録と同一である。また、申立期間当時の給与に関する資料は保管していない。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録上、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額とほぼ同じ等級で推移している上、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に標準報酬月額の訂正の形跡は見当たらない。

申立期間④について、申立人は昭和27年3月30日にA事業所を退職した後、当該事業所からの勧誘により、28年5月11日から29年10月30日までに再度勤務したと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、24年3月30日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年2月23日に喪失後、同日に再取得し、27年4月24日に喪失していることが確認できる。

また、申立期間④当時にA事業所で被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

さらに、W事業所は、「当社に保管している申立人に係る資料による厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録と同一である。また、申立人の健康保険番号は、昭和24年3月30日に被保険者資格を取得した後、27年4月24日に申立人が被保険者資格を喪失するまでの間に、健康保険番号が変更されていることが確認できる。」と回答している。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年11月5日から31年3月26日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑤について、オンライン記録及び事業所名簿から、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間⑤より後の昭和37年9月1日であることが確認できる。

また、B事業所に照会したところ、「当社の創業は昭和37年である。それ以前は、個人事業所としても存在していない。また、37年以降の従業員の記録を調べたが、申立人の氏名は確認ができなかった。パート従業員の場合、当該記録に記載していない場合がある。パート従業員の厚生年金保険の適用については、勤務時間がほかの従業員と比較して短いため、厚生年金保険に加入させていない場合が多い。」と回答している。

申立期間⑥について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和31年10月1日にC事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年7月17日に喪失していることが確認できる。

また、申立期間⑥のうち、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できない期間（昭和32年7月17日から同年12月9日まで）にC事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

さらに、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所が閉鎖したときの事業主は、「自分が入社したのは申立期間⑥の後であるため、申立人の氏名の記憶は無い。当時勤務していた従業員の資料も廃棄した。」と回答している。

なお、申立期間⑥のうち、C事業所でオンライン記録上、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間における申立人の標準報酬月額については、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と同じ等級である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に標準報酬月額を訂正した形跡は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人はD事業所での仕事内容を記憶しているものの、申立人が記憶する当該事業所の所在地に係る健康保険厚生年金保険の適用事業所を記載した事業所名簿には、当該事業所の名称の記載は確認ができなかった。

また、D事業所の所在地の商工会議所に当該事業所についての記録を照会したが、当該商工会議所は、「当所に保存されている事業所の記録は、会員の記録のみであり、D事業所の記録は無い。また、業務の内容から事業所の名称を特定することはできない。」と回答している。

申立期間⑧について、オンライン記録ではE事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年7月1日であることが確認できる。

また、E事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、

当該事業所の親会社であるX事業所に、E事業所で勤務した従業員に係る資料の保存の状況、当該事業所の設立時期について照会したところ、「E事業所の後継事業所のY事業所は昭和62年に設立されており、E事業所の従業員の資料は、62年当時に後継事業所に移籍した者の分しか保管していない。また、当該事業所の設立は昭和42年5月10日であり、それ以前は事業所自体が無かった。」と回答している。

なお、E事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和46年12月1日から同年同月19日まで、厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑨について、申立期間⑨当時にF事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、F事業所に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「申立期間⑨当時の正社員の記録はあるが、申立人の氏名の記載は無い。申立人がパート従業員であれば記録は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録では、昭和47年9月7日から48年1月24日までの期間、F事業所で被保険者となっていることが確認でき、当該雇用保険被保険者記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

なお、F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和35年3月26日から39年3月2日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑩について、申立期間⑩当時にG事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したところ、「申立人の氏名は記憶に無い。当時、従業員は数百人いたため、申立人を記憶している元従業員を捜すことは難しいのではないか。」と証言している。

また、Z事業所（G事業所の後継事業所）が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」によれば、申立人は、昭和42年6月26日に被保険者資格を取得し、46年3月30日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格の得喪年月日は、申立人のオンライン記録と一致する。

さらに、雇用保険被保険者記録では、申立人はG事業所で昭和43年5月2日から46年3月29日まで被保険者となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人は、昭和41年10月7日から42年6月26日まで、国民年金に任意加入し保険料を納付していることが確認できる。

なお、G事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和38年11月11日から42年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑪について、申立期間⑪当時にH事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、雇用保険被保険者記録では、申立人は、昭和43年5月2日から46年3月29日まで、G事業所で被保険者となっていることが確認でき、H事業所では50年10月22日から51年1月31日まで被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

さらに、H事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に申立期間⑪当時の従業員の記録の保存状況を照会したが、元事業主は、「入退社の時期に関しては不明であるが、申立人の記憶はかすかにある。なお、申立期間当時の資料は廃棄している。」と回答している。

加えて、オンライン記録では、申立人は、昭和41年10月7日から42年6月26日まで、国民年金に任意加入し保険料を納付しており、同日（昭和42年6月26日）から46年3月30日までの期間については、G事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

なお、H事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和41年10月15日から44年2月13日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑫について、申立期間⑫当時にI事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、I事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和50年1月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月28日に喪失していることが確認でき、当該事業所に申立人に係る資料の保存状況について照会したところ、「当社に保管している申立人に係る厚生年金保険の記録は、昭和50年1月14日に資格を取得し、同年3月28日に喪失している。申立人が、申立期間に厚生年金保険に加入した記録は確認できない。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録では、申立人は、昭和43年5月2日から46年3月29日までG事業所で被保険者となっていることが確認でき、I事業所では50年1月14日から同年3月27日まで被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

なお、I事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和43年12月1日から45年12月21日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑬について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和48年11月28日から49年10月1日まで、J事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、46年12月1日から同年12月19日までの期間はE事業所で、47年9月7日から48年1月24日までの期間はF事業所で、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間⑬のうち、健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できない期間にJ事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

さらに、J事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の親会社であるa事業所の合併先のb事業所に、申立期間⑬当時の従業員についての記録の保存状況について照会したが、b事業所は、「a事業所からJ事業所に出向した従業員の記録は保管しているが、J事業所が現地採用した従業員の記録は移管されていない。」と回答している。

加えて、雇用保険被保険者記録では、昭和43年5月2日から46年3月29日までの期間はG事業所で、47年9月7日から48年1月24日までの期間はF事業所で、同年11月28日から49年9月30日までの期間はJ事業所で被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

なお、J事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和46年2月17日から申立人が被保険者資格を取得する48年11月28日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間⑬のうち、J事業所でオンライン記録上、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間における申立人の標準報酬月額については、申立人の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載を訂正した形跡は見当たらない。

申立期間⑭について、申立期間⑭当時にK事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、K事業所に申立人に係る資料の保管状況について照会したが、「入社辞令簿では申立人の氏名は確認できなかった。入社辞令簿は、正社員しか記録しておらず、申立人がパート従業員だった場合は、勤務状況については分からない。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録では、申立人は、昭和50年1月14日から同年3月27日までの期間はI事業所で、同年10月22日から51年1月31日までの期間はH事業所で被保険者となっていることが確認でき、K事業所では、申立期間⑭以降の52年1月18日から53年5月20日まで、被保険者となってい

ることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

なお、K事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和49年10月2日から申立人が被保険者資格を取得する52年1月18日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑮について、申立人は申立期間⑮の申立事業所をL事業所として申し立てているが、K事業所は、「L事業所という名称はK事業所が出店した店舗の名称である。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はK事業所で昭和52年1月18日から53年5月20日まで、厚生年金保険被保険者となることが確認でき、申立人がL事業所という名称を挙げているものの、上述のK事業所の回答から、L事業所はK事業所のことであると認められる。

なお、K事業所でオンライン記録上、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間における申立人の標準報酬月額については、申立人と前後して被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と同じ等級である上、申立人のK事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額を訂正した形跡は見当たらない。

申立期間⑯について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和54年5月18日から56年10月29日まで、M事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、c事業所で53年6月1日から54年4月1日まで、被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間⑯のうち、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者記録が確認できない期間（昭和53年2月7日から54年5月18日まで）にM事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

さらに、M事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主に申立人に係る資料の保存状況を照会したところ、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和54年5月18日に取得し、56年10月29日に喪失した記録を保管している。」と回答している。

加えて、雇用保険被保険者記録では、昭和53年6月1日から54年3月31日まで、c事業所で被保険者となっていることが確認できる。当該雇用保険被保険者記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の戸籍謄本から、申立人の夫は申立期間⑯中に死亡していることが確認でき、c事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の夫が死亡した翌日から申立人の長男が被扶養者として記録されていることから、申立期間⑯の一部期間はc事業所に勤務していたことが推

認できる。

なお、申立期間⑩のうち、M事業所でオンライン記録上、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間における申立人の標準報酬月額については、申立人と前後して被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と、被保険者資格取得時はほぼ同じ等級である上、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額を訂正した形跡は見当たらない。

申立期間⑪について、申立期間⑪当時にN事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、N事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間⑪当時の当該事業所の事業主及び事務担当者も死亡していることから、当該事業主の遺族に申立期間⑪当時の資料の保存状況について照会したところ、「N事業所の従業員の資料は保管していない。当時のことは分からない。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和54年5月18日から56年10月28日までM事業所で被保険者となっていることが確認できる。当該雇用保険被保険者記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

なお、N事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和55年3月1日から56年6月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑫について、申立期間⑫当時にO事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、O事業所に申立期間⑫当時の申立人の勤務状況について照会したところ、「当社が保管している社会保険関係の台帳を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和57年3月26日から同年8月24日までの期間はP事業所で、同年10月8日から59年3月9日までの期間はR事業所で被保険者となっていることが確認でき、O事業所では、申立期間⑫以前の56年12月3日から同年同月31日までの期間において被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

なお、O事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和57年2月22日から59年6月27日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑬について、申立期間⑬当時にP事業所で厚生年金保険被保険者

となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、P事業所に従業員の記録の保管状況について照会したところ、「申立期間当時の資料は処分した。現在確認できる最も古い従業員の記録は、昭和59年9月に入社した従業員の記録であり、当該記録にある従業員の中に、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和57年10月8日から59年3月9日までの期間はR事業所で被保険者となっていることが確認でき、P事業所では、申立期間⑱以前の57年3月26日から同年8月24日までの期間において被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

なお、P事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和58年1月26日から60年1月7日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑳について、申立人はQ事業所での仕事内容及び事業内容を記憶しているものの、申立人が記憶する当該事業所の所在地に係る健康保険厚生年金保険の適用事業所を記載した事業所名簿には、当該事業所の名称の記載は確認ができなかった。

また、Q事業所の所在地の商工会議所に当該事業所についての記録を照会したが、当該商工会議所は、「会員名簿で調査してみたが、Q事業所と同じ事業内容の会員は無い。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人は、昭和60年8月21日から平成元年6月21日までの期間は、S事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間㉑について、申立期間㉑当時にR事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、R事業所に申立期間㉑当時の従業員の資料の保管状況について照会したところ、「当社には平成3年以降の書類しか保管していない。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和60年9月21日から平成元年6月20日までの期間は、申立人がS事業所で被保険者となっていることが確認でき、R事業所では57年10月8日から59年3月9日までの期間において被保険者となっていることが確認できる。これらの雇用保険被保険者記録は、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

なお、R事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和60年7

月 1 日から 62 年 2 月 21 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑳について、申立人は S 事業所に昭和 62 年 2 月 8 日から 63 年 5 月 7 日まで勤務したと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、60 年 8 月 21 日から平成元年 6 月 21 日までの期間において、当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、S 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間㉑当時の事業主に従業員の記録の保管状況について照会したところ、「申立人の氏名は記憶に無い。従業員の資料は、すべて廃棄した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間㉑に係る標準報酬月額については、オンライン記録上、申立人と前後して被保険者資格を取得した同性の同僚の標準報酬月額とほぼ同じ等級で推移している上、S 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に標準報酬月額を訂正した形跡は見当たらない。

申立期間㉒について、申立期間㉒ときに T 事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立人の氏名に記憶がある者は確認ができなかった。

また、T 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所が廃業した当時の事業主に申立人の勤務状況を照会したところ、「申立人の氏名の記憶は無い。当時の資料は処分した。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和 60 年 9 月 21 日から平成元年 6 月 20 日までの期間は、申立人が S 事業所で被保険者となっていることが確認できる。当該雇用保険被保険者記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

なお、T 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、昭和 60 年 10 月 14 日から平成元年 2 月 6 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間㉓について、申立人は U 事業所の所在地及び事業内容を記憶しているものの、申立人が記憶する当該事業所の所在地に係る健康保険厚生年金保険の適用事業所を記載した事業所名簿には、当該事業所の名称の記載は確認ができなかった。

また、U 事業所の近辺で当該事業所と同業種の複数の事業所に、申立人の勤務の有無について照会したところ、いずれの事業所も、「申立人が勤務した事実は無い。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、昭和 60 年 9 月 21 日から平成元年 6 月 20 日までの期間は、申立人が S 事業所で被保険者となっていることが確認できる。当該雇用保険被保険者記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。

申立期間②⑤について、V事業所が提出した申立人に係る記録から、申立人は、平成元年7月8日に入社していることは確認できる。

しかし、V事業所は、「平成元年7月8日から同年同月25日までは研修期間となり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

なお、申立期間②⑤のうち、V事業所でオンライン記録上、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間における申立人の標準報酬月額については、申立人と前後して被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額より1等級程度低く記録されているものの、当該事業所は、「申立人の交通費及び申立人の年齢を考慮した結果である。」と回答しており、申立人は、「V事業所には徒歩で通勤した。」と証言していることから、申立人だけ不自然に標準報酬月額が低いという事情は見当たらない。

また、当該事業所に係る申立人のオンライン記録に標準報酬月額を訂正した記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③、⑮、㉒及び㉕について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉔について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料（厚生年金保険被保険者記録がある期間に係る厚生年金保険料を除く。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間③、⑥、⑬、⑮、⑯、㉒及び㉕について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和17年10月26日）及び取得日（昭和19年6月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月26日から19年6月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、戦時中に勤務していたA事業所の年金記録に空白の期間があった。この期間は継続して勤務していたため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、A事業所において昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月26日に資格を喪失した後、19年6月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、17年10月から19年5月までの申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、「申立期間当時、申立人と同じB部門でC業務に従事していた。」と同僚が証言していること、及び申立人が申立期間当時のA事業所での業務内容や当時の状況について具体的に記憶していることから、申立人は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、A事業所は軍需産業として指定された工場であり、当時の社会情勢から自らの意思で容易に退職できる状況ではなかったと証言している。

さらに、上述の同僚を含めた複数の同僚は、オンライン記録から、昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月16日又は同年同月31日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号の記載が確認できるものの、本来記載されているべき申立人の生年月日、被保険者資格の取得日、喪失日及び標準報酬月額が記載されていないことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳について、日本年金機構事務センターの担当者は、「申立期間当時の当該台帳の用紙には旧字体が使用されていたと考えるべきであるが、申立人に係る申立期間当時の用紙は新字体が印字されていることから、後年に書き換えられたものである。書き換えられた理由は不明。」としている。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和17年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得する届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、A事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和17年10月26日）及び資格取得日（昭和19年6月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B製作所における資格取得日に係る記録をそれぞれ、昭和29年10月1日、32年1月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年7月1日まで
② 昭和32年1月24日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所から同事業所B製作所には2回異動したものの、退職するまでA事業所には継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の証言、A事業所の回答、社内報の人事異動の記載などから判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和29年10月1日及び32年1月24日にA事業所本社から同事業所B製作所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B製作所における昭和30年7月及び32年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月15日から同年9月15日まで

昭和52年9月15日に、A事業所B工場から同事業所C工場に転勤になった。社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所B工場で昭和52年8月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、当該事業所には継続して勤務しているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D事業所（A事業所から名称変更）が提出した人事データなどから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和52年9月15日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、申立人に係るA事業所B工場における昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年7月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月から44年4月までは2万4,000円、同年5月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から45年7月までは2万8,000円、同年8月は4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月22日から45年9月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。給与明細等はないが、A事業所に、Bとして勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日が同じである記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和43年7月22日で、喪失日が45年9月21日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人と一緒にA事業所のC部に所属していた。」と述べていること、及び当時のA事業所の状況に関する申立人の証言は、複数の同僚の証言と一致することから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、A事業所の現在の人事担当者は、「申立期間当時から、Bを雇用していた。Bという職務であれば、正社員であり、厚生年金保険に加入させていたと考える。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録では、事業所名は確認できないものの、申立人は、昭和 43 年 7 月 22 日に被保険者資格を取得し、45 年 9 月 20 日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和 43 年 7 月 22 日に被保険者資格を取得し、45 年 9 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 43 年 7 月から 44 年 4 月までは 2 万 4,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 45 年 7 月までは 2 万 8,000 円、同年 8 月は 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。A事業所に在籍したまま、系列会社であるB事業所に出向しており、厚生年金保険被保険者記録の欠落が生じるはずはないので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所を吸収合併した事業所）の社報、退職金支給決裁票及び事業所の回答から判断すると、申立人は、C事業所の系列会社に継続して勤務し（A事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、これを確認できる資料は無いものの、申立人は、昭和41年11月に事業主（申立期間当時、A事業所、B事業所及びC事業所は同一事業主）の指示によりA事業所に在籍したままB事業所に勤務し、42年3月1日にB事業所へ転籍したと述べていることから、異動日については、同年3月1日であると推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和42年1月の社会保険事務所の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は不明としているが、A事業所における申立人に係る雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の記録における資格喪失日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和42年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 21 日から同年 6 月 6 日まで
② 昭和 35 年 4 月 4 日から 42 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人が勤務していた申立期間②の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立人の被保険者原票の前後 50 名で被保険者期間を2年以上有する女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、当該事業所の当時の事務を担当していた同僚から聴取したところ、「脱退手当金について聞いたことは無い。請求した覚えは無い。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年2月までの期間、同年7月から8年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年2月まで
② 平成6年7月から8年3月まで
③ 平成8年7月

私は、20歳で国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月ではなかったが、数回分をまとめて遅れながらも、区役所か郵便局から納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳に到達した平成5年*月に国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は8年5月に払い出されている上、申立人が、申立期間当時居住していた自治体の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者資格取得届出日が8年4月5日と記録されており、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行い、5年*月にさかのぼって資格取得したと推測されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①について、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される平成8年4月時点では当該期間は既に時効であったため、国民年金保険料は納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間②直前の平成6年3月から同年6月までの期間及び申立期間③直後の8年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料を、それぞれ時効期限間際に過年度納付していることから、申立期間②及び③については、時効により保険料を納付することができなかった可能性がある。

加えて、申立人は、まとめて保険料を納付していたと述べているものの、その時期や納付した金額については記憶が無いと述べており、申立期間①か

ら③までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月及び4年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月
② 平成4年5月から同年9月まで

私は、平成6年に会社を退職後、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、市役所へ問い合わせに出向いた際、保険料を納付していない期間があると教示され、窓口でさかのぼって納付したので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成6年に市役所で未納期間があることを指摘され、国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格欄に「6.10.11」の日付印と市のゴム印が押されている上、国民健康保険資格取得届を6年10月11日に届け出ており、同年4月9日付けで同資格をさかのぼって取得していることから、国民年金の加入手続も同日に行ったと推測されるが、この時点で、申立期間①及び②のうち4年9月を除く期間は既に時効である。

また、申立人は日記に、平成6年10月24日に「通帳より+130,000 市、国保、国年支払△110,000」との記載があるので、さかのぼって国民年金保険料を納付したはずと述べているが、申立人は、6年4月から同年10月までの国民年金保険料（7万7,700円）を一括で納付し、これに当時の市税及び国民健康保険税額を加えると、11万円近くになることから、申立期間の保険料を納付したことはうかがえない。

さらに、平成6年10月時点で、申立期間②のうち平成4年9月の国民年金保険料は過年度分になるが、当時、申立人の居住する市役所では過年度保険料を納付することができない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から同年7月まで

国民年金の加入手続は、父親が役場で行ってくれ、どんな方法で国民年金保険料を納付したか分からないが、会社を退社すれば国民年金に加入するのは当たり前であり、父親も勤務していたことから、間違い無くこれらの手続と納付方法を知っていたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれたはずだと述べているが、保険料の納付方法などの記憶は無く、父親も既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月に払い出されたものであり、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間は既に時効である。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、当初の国民年金被保険者資格の取得日は昭和44年8月1日とされており、申立期間は未加入となっている上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年1月まで
市職員を退職した時点では60歳前であったため、国民年金に加入しなければならぬと思ひ、平成5年4月に市役所へ赴き国民年金の加入手続を行った。同年6月に数か月分の保険料として4万2,000円を口座から振替納付し、その後の保険料は共済年金から天引きで納付していると思ふ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成5年4月に国民年金の加入手続を行い、同年6月に数か月分の保険料を口座から振替納付したと述べており、オンライン記録を見ると、5年4月1日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得し、申立期間のうち、5年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、共済年金の受給者で、国民年金の任意加入対象者であり、平成5年4月27日に国民年金被保険者資格取得記録が取消処理され、これに伴い、同年4月から同年7月までの国民年金保険料（4万2,000円）は還付決定されている上、当該還付金は申立人名義の口座に振り込まれたことがオンライン記録及び申立人の提出した通帳の写しから確認できる。

また、申立人は、平成5年6月以降は国民年金保険料を共済年金から天引きで納付していたと述べているが、保険料を共済年金から特別徴収することは制度上できない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は昭和 56 年 4 月から 1 年間、A 事業所で短期採用の B をしていたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間当時に交付された「辞令」により継続勤務していたことが明らかであるから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事業所発行の「辞令」から、申立人は、申立期間内において、A 事業所の B として C 県内の 4 施設に勤務しており、各施設における任用期間をみると、昭和 56 年 12 月 18 日から 57 年 3 月 11 日までの期間の任用（約 3 か月）を除き、いずれも 2 か月以内の任用であることが確認できる。

しかし、A 事業所の後継事業所である D 事業所では、2 か月以内の B の任用について、「原則として、2 か月以内の任用については、厚生年金保険に加入させない。」と証言しており、また、上述の 2 か月を超える任用について、「E と F として、それぞれ別々の 2 か月以内の任用通知により別々の B の任用として取り扱ったため、厚生年金に未加入であったと考えられる。」と回答している。

また、申立人の A 事業所における雇用保険被保険者記録は厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間において雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について加入記録の確認ができないとの回答を得た。
在籍証明書があるため、A事業所に臨時職員として勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書によれば、申立人は昭和 50 年 2 月 10 日から同年 3 月 31 日までの期間、臨時職員としてA事業所に勤務していたことを確認することはできる。

しかし、A事業所では、「臨時職員であっても雇用期間が2か月以上であれば厚生年金保険に加入させるが、申立人は昭和 50 年 4 月 1 日付けでBに正職員として採用されることが決まっており、臨時職員としての雇用期間は2か月未満となることから厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。また、当時の社会保険加入者については、台帳に氏名が記載されているが、申立人の氏名は台帳に記載されていないことから、申立期間については社会保険に加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が記憶する同僚は疾病のため、当該同僚の妻に聴取したところ、「夫は共済年金に加入していた。」との回答であったことに加え、当該同僚のA事業所での厚生年金保険の加入は確認できなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 49 年 11 月 18 日から 50 年 4 月 2 日までの間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 22 日まで
社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 事業所において平成 9 年 10 月から標準報酬月額が 41 万円に下がっていることが分かった。
申立期間当時、50 万円程度の報酬を得ていたため、報酬に見合った正しい標準報酬月額に訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の A 事業所における標準報酬月額は、申立期間の直前は 50 万円、申立期間は 41 万円と低くなっているが、申立人は、申立期間当時、50 万円程度の報酬を得ており、給与が下がったことはないと主張している。

しかし、申立期間当時の複数の役員は、「当時、会社の経営が苦しく、従業員の給与を下げることを役員と社会保険担当者で話し合っただけで、下げた報酬額を社会保険事務所に届け出た。」と証言している。

また、役員が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は 41 万円と記載されていることが確認でき、オンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時、給与が下がった記憶は無いと証言しているものの、オンライン記録では、申立人と同様に標準報酬月額が低くなっていることが確認でき、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

加えて、申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は死亡しており、当時

の状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 6 日から 35 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 16 日から同年 10 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における加入記録は、昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 7 月 16 日までとの回答を得た。

前職を退職した翌日の昭和 29 年 11 月 6 日からA事業所の宿泊施設であるBに7年間勤務していたため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所の宿泊施設であるBに勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 31 年 1 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人と一緒にBで勤務していたと述べている複数の同僚は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、当該同僚は、「自分は、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前から、Bで勤務していた。」と証言していることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、複数の同僚は、「申立人と一緒にBで勤務していたことは覚えているが、申立人がいつまで勤務していたかについては分からない。」と述べており、申立人が申立期間②に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

また、申立人は、Bという宿泊施設に勤務していたと述べているが、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地にBという名称の適用事業所は確認ができなかった。

なお、当時の事業主及びBの管理人とは連絡が取れず、申立期間①及び②当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から同年 11 月 21 日まで
昭和 37 年 3 月に A 事業所 B 営業所に就職した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 11 月 21 日に関連会社である C 事業所に異動したときまで厚生年金保険に未加入となっている。

A 事業所 B 営業所に就職してから C 事業所に異動するまでに勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所 B 営業所に勤務していた複数の同僚が申立人の氏名を記憶していることから、申立人が同事業所同営業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間当時に A 事業所本社で社会保険等の事務を担当していた複数の同僚は、「申立期間当時、A 事業所は本社以外で正社員を採用していなかった。本社以外の採用は、アルバイトの様な臨時の従業員であった。」、「当時、臨時の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立期間当時、A 事業所 B 営業所という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できないため、同事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同事業所 B 営業所で勤務していたとされる申立人の同僚の中に、氏名が見当たらない者が複数見受けられる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は試用期間があった。しかし、当時、給与明細書から健康保険料と厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」と述べているが、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間以前に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確

認できる複数の元従業員より、数か月から数年の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったとの証言を得た。

加えて、D事業所（A事業所が名称を変更）に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、当該事業所は、「申立人に関する書類は一切保管していない。社員であったかどうか不明のため回答できない。」と回答している。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年2月1日から38年1月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年ごろから 48 年ごろまで
(A 事業所)
② 昭和 49 年ごろから 53 年ごろまで
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①についてはA事業所C営業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していた記憶はあるが、時期等詳しいことは覚えていない。」と証言しており、申立期間①当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に聴取したが、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の勤務時期を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、A事業所C営業所に昭和 46 年ごろから勤務したと主張しているが、当該事業所の役員は、「A事業所C営業所の開設時期は、昭和 47 年又は 48 年ごろである。」と証言しており、同僚の一人は、「C営業所は、自分が入社した昭和 46 年から 2、3年後ぐらいに開設した。」と証言していることから、申立人が記憶する同事業所C営業所の勤務時期と役員等

が記憶する同事業所C営業所の開設時期に相違がみられる。

さらに、A事業所に照会したが、「申立人の在籍期間、厚生年金保険の取扱い等については、確認できる資料が無いため分からない。」と回答しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかった。

なお、申立期間①当時、A事業所C営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、当該事業所本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和45年12月1日から49年1月20日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の同僚は、「申立人は、自分が入社した昭和51年より後に入社し、2、3か月間ぐらいしか勤務していなかった。」と証言している。

また、申立期間②当時の社会保険事務担当者は、「申立人は長くは勤めていない人だった。申立期間当時、申立人と同じ職種の人はいない人だったため、厚生年金保険の加入については、入社から一定の期間を設け、勤務態度などを見てから加入手続をしていた。」と証言している。

さらに、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況等に係る資料を得ることができなかった。

なお、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和48年12月1日から54年1月26日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月31日から29年7月1日まで
(A事業所)
② 昭和29年7月1日から35年4月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が確認できないとの回答を得たが、各期間について各事業所で勤務していたことは間違いのないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA事業所の元同僚は、「申立人がA事業所で勤務していたことは知っているが、申立人が勤務していたC工場は昭和26年ごろに閉鎖され、そのときに申立人は辞めたと思う。」と証言しており、当時のD事業所(A事業所を吸収合併した事業所)の元取締役も、「A事業所は、昭和23年にD事業所の関連会社として設立され、C事業を営んでいたが、26年にD事業所に吸収される形で消滅し、当該事業から撤退した。」と述べている。

また、事業所名簿によると、A事業所はD事業所に名称変更され、昭和29年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録によると、B事業所は、平成5年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B事業所の現在の事業主は、「申立期間②当時のことは資料も無く

て分からないが、当社が社会保険の適用事業所となったのは平成5年2月1日である。」と回答しており、オンライン記録によると、当該事業主は、平成5年2月1日より前の期間について、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 16 日から 47 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には昭和 46 年から 52 年まで継続して勤務していたと記憶しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の役員は、「申立人のことは記憶しているが、在籍期間までは分からない。」と述べており、当時の複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、当該役員から、「勤務時間の長さに応じて厚生年金保険の被保険者資格の加入手続をしていた。厚生年金保険が未加入の期間については、当然に厚生年金保険料を控除していない。」との証言を得た。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 46 年 8 月 23 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に在籍中の寒い時期に出張したことを記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人がA事業所に勤務していたことを覚えているが、勤務した時期について記憶している者は無く、勤務期間についても、比較的短期間だった、との証言しか得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 46 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日までの期間、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人が同僚として挙げた複数の事務担当者は、「申立事業所は、3か月の試用期間があった。」と述べており、うち一人は、「申立人には申立期間より前にも、厚生年金保険に加入していない勤務期間があると思う。」と述べていることから、申立人は、上述の被保険者記録が確認できる期間よりも前にA事業所に勤務していたことがうかがわれる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 46 年 5 月 1 日の資格喪失と、同年同月 11 日の健康保険証の返納が確認できる。

加えて、A事業所は閉鎖され、当時の事業主は死亡していることから、申立期間において役員であった、事業主の弟に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。